

令和4年第3回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 認定第 1号 令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和3年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第13 議案第 1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第16 議案第 4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正に関する協議について
- 日程第17 議案第 5号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第 6号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第19 議案第 7号 令和4年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第 8号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第21 議案第 9号 損害賠償額の決定及び和解することについて
- 日程第22 議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 宮 崎 裕 一 君 2番 林 義 博 君

3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君
12番	和田和夫君	13番	松崎剛忠君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	佐久間静夫君
教育長	糸井仁志君	総務課長	仁茂田宏子君
企画政策課長	河野勉君	企画政策課主幹	田中英司君
財政課長	江澤卓哉君	税務住民課長	高德一博君
福祉課長	長谷英樹君	健康保険課長	金坂美智子君
産業振興課長	石川和良君	農地保全課長	三上達也君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	今関裕司君
学校教育課長	三十尾成弘君	学校教育課主幹	徳永哲生君
生涯学習課長	風間俊人君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	今井隆幸	書記	山本裕喜
------	------	----	------

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 本日は、令和4年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症や、ウクライナ情勢の影響による原油価格や物価の高騰が続いておりますが、町民の皆様の家計を少しでも支援できるように、3回目の「長南町地域応援券」を9月中旬から世帯主の方に送付させていただきます。町内の商店での買物にご利用いただければと思っています。

また、10月1日には旧長南小学校で、2日には旧東小学校で、「町長との座談会」を開催いたします。町民の皆さんが、日頃考えていることや感じていることを伺い、町政運営に反映させてまいりたいと考えております。

新庁舎建設については、8月末現在の進捗状況は43.4%で、当初の予定で推移しています。現在は、3階の立ち上がり部分のコンクリート打設工事が終了し、1階及び2階部分の内装や電気工事を施工しており、令和5年1月末の完成に向けて建設工事は進んでおります。

本定例会でございますが、決算認定7件、条例議案1件、補正予算4件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、千葉県市町村総合事務組合の規約の一部改正に関する協議1件、損害賠償額の決定及び和解1件、人事案件1件の17件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第3回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 板倉正勝君

10番 加藤喜男君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、板倉正勝君。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さんおはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る8月26日に委員会を開催し、令和4年第3回定例会の議会運営について協議、検討を行いました。

本定例会に付議される事件は、各会計決算認定7件、条例の一部改正1件、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、規約の一部改正に関する協議1件、補正予算4件、損害賠償額の決定及び和解1件、教育委員の任命同意1件の計17議案が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日6日から13日までの8日間とすることに決定いたしました。

また、一般質問は7人の議員が行うこととなっており、質問順位1番から5番までを7日に行い、質問順位6番から7番までを8日に行うことといたしました。

なお、本定例会に提出されております令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定については、特別委員会への付託を行わず、本会議で審議することといたします。

これで一般会計認定に関する審議の方法を申し上げます。審議は歳入と歳出に区分して質疑を行います。

まず、歳入については、1款町税から23款自動車取得税交付金までを一括して質疑を行い、歳入に関する質疑終了後、歳出に関する質疑を行います。歳出については、1款議会費から13款予備費までを款ごとに区分し、質疑者及び答弁者、また傍聴人にも分かりやすいよう一問一答と原則をいたします。

質疑回数については会議規則第55条第1項ただし書の規定により、「特に議長の許可を得たときはこの限りではない」を適用し、それぞれの備考ごとに3回以内とすることに決定しましたので、ご協力をお願いをいたします。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付をいたしました令和4年第3回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。以上です。

○議長（松野唱平君） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日6日から13日までの8日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日6日から13日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から認定7件、議案10件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告のありました令和4年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、町長から報告のありました令和3年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率、次に、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、町長から報告のありました令和3年度長南町継続費精算報告書、最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長から報告のありました教育委員会の点検及び評価報告書は、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 8月末現在の新型コロナウイルスのワクチン接種状況等についてご報告させていただきます。

千葉県が発表しております本町における新型コロナウイルスの累計感染者数は、8月末現在、764人でございます。

ワクチンの接種状況ですが、いずれも8月末現在の数値になりますが、3回目の接種が完了している方は、12歳以上の接種者全体で78.60%、また5歳から11歳の小児の接種につきましては19.39%の方が2回目接種を完了しております。

重症化予防を目的として開始されました4回目接種は、7月末より町内の2医療機関にご協力をいただき、町農村環境改善センターにて、8回集団接種を実施いたしました。4回目の接種を完了された方は1,440人となっております。現在、オミクロン株の感染者が急増し、医療機関等への負荷が高い状態が続いております。

千葉県では社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応するため、先月8月4日に「BA5対策強化宣言」を行いました。引き続きこの宣言を今月末まで延長したところであります。

町民の皆様には、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底など、社会経済活動の維持と医療の逼迫回避の両立を図るためのご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎認定第1号～議案第10号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第6、認定第1号 令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 認定第1号から議案第10号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は60億5,194万6,774円で、前年度比3億3,751万7,477円、5.3%の減となりました。歳出総額は、57億906万5,558円で、前年度比2億9,427万1,768円、4.9%の減となりました。

歳入歳出が減少した主な要因は、令和2年度の国の特別定額給付金事業が、令和3年度では、なかったことによるものでございます。歳出では、ワクチン接種事業、地域応援券発行事業など、コロナ対策関連事業として、3億1,000万円余りを執行しました。

歳入歳出差引額は3億4,288万1,216円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億435万4,216円となりました。

次に、認定第2号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険税をはじめ県からの保険給付費等交付金等で、歳入総額は11億5,308万4,853円となり、前年度比3.6%の増となりました。歳出では、保険給付費をはじめ県への事業費納付金、保険事業費等で、歳出総額は10億9,210万2,569円となり、前年度比3.4%の増となりました。歳入歳出差引額は6,098万2,284円でございます。

次に、認定第3号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金等で歳入総額は1億2,945万8,081円となり、前年度比2.3%の増となりました。歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費で、歳出総額は1億2,906万5,843円となり、前年度比2.9%の増となりました。歳入歳出差引額は39万2,238円でございます。

次に、認定第4号 令和3年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ国・県負担金や支払基金交付金等で、歳入総額は11億2,268万1,620円となり、前年度比0.4%の増となりました。歳出では、認定者及び利用者の減少や、介護保険制度の改正により、保険給付費が前年度比4.8%の減となったことから、歳出総額は、前年度比2.8%減の10億5,663万9,512円となりました。

歳入歳出差引額は6,604万2,108円でございます。

次に、認定第5号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、墓所使用料及び墓所管理料等で、歳入総額は8,429万4,470円となり、前年度比2.5%の減となりました。歳出では、霊園管理事務所等のトイレ改修工事及び霊園内の清掃委託等で、歳出総額は7,335万8,804円となり、前年度比3.7%の減となりました。歳入歳出差引額は1,093万5,666円でございます。

次に、認定第6号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、令和3年度末の加入状況は3地区合計で1,092戸、また接続戸数は907戸となっており、接続率は前年度比0.3%増の83.1%となっています。歳入総額は2億1,950万2,211円、歳出総額は2億1,738万1,255円となり、歳入歳出差引額は212万956円となっております。

次に、認定第7号 令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支においてガス事業収益は6億1,328万7,272円、ガス事業費用は6億1,283万3,742円となり、45万3,530円の純利益となりました。前年度繰越利益剰余金540万6,535円と合わせました当年度末処分利益剰余金は586万65円となり、そのまま次年度に繰越しすることとしました。

続きまして、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国家公務員の措置に準じて、職員の育児休業の取得要件を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 工事請負契約の締結についてでございますが、本案は有線共聴施設光化改修工事の請負契約の締結に当たり、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第3号 財産の取得についてでございますが、本案は新庁舎で使用する机、椅子、書庫などの備品購入に当たり、その取得について議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第4号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議についてでございますが、本案は千葉県市町村総合事務組合の組織団体以外の四市複合事務組合を共同処理する団体に追加するため、関係地方公共団体と協議しようとするものでございます。

次に、議案第5号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は庁舎建設事業及び道路維持事業をはじめとする事務事業に係る経費の追加などで、歳入歳出予算それぞれに3,001万7,000円を追加し、予算の総額を57億2,716万7,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第6号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本補正予算は国民健康保険税の還付金として、歳入歳出それぞれに100万円を追加し、予算の総額を11億2,300万円にしようとするものでございます。

次に、議案第7号 令和4年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金、介護報酬の改定に伴うシステム改修委託料が主な内容でございます。歳入歳出それぞれに2,004万3,000円を追加し、予算の総額を11億6,204万3,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第8号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます

が、本補正予算は工事請負費として112万円を追加し、予算の総額を2億3,942万円にしようとするものでございます。

次に、議案第9号 損害賠償額の決定及び和解することについてでございますが、本案は芝原地先での町道上の事故に対し、過失割合による損害賠償額を決定し、和解をすることについて議会の議決を求めようとするものでございます。

最後に、議案第10号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、本案は現教育委員の星野悟氏の任期が9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、認定第1号から議案第10号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜りご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで提案理由の説明は終わりました。

認定第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、認定第1号の内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

認定第1号 令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の令和3年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明申し上げます。

事項別明細書の歳入からご説明いたします。

44ページをお開き願います。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比2,766万円余り増の10億9,906万5,462円でございます。主な増額要因といたしましては、固定資産税の増によるものでございます。また、不納欠損額は651万5,532円、収入未済額は4,379万6,823円でございます。

1項町民税では、前年度比2,028万円余り減の3億5,556万3,563円でございます。内容といたしましては、1目個人町民税では前年度比1,344万円余り減の3億3,937万7,863円、2目法人町民税では前年度比684万円余り減の5,162万5,700円でございます。また、2項固定資産税は前年度比4,347万円余り増の6億5,404万800円でございます。さらに、3項軽自動車税3,320万4,900円、4項町たばこ税4,759万1,199円、5項鉱産税866万5,000円の収入がそれぞれございました。

2款地方譲与税でございます。

46ページをお開き願います。

1項地方揮発油譲与税2,235万円、2項自動車重量譲与税6,390万7,000円、3項森林環境譲与税252万9,000

円、計8,878万6,000円の譲与がございました。前年度比115万円余り増でございます。

3款利子割交付金は52万7,000円、4款配当割交付金542万2,000円、5款株式譲渡所得割交付金は681万1,000円。

48ページになりますが、6款法人事業税交付金は1,199万7,000円の交付がございました。

7款地方消費税交付金は、前年度比1,141万円余り増の1億9,655万円、8款ゴルフ場利用税交付金は前年度比1,607万円余り増の1億414万2,024円が交付されました。

50ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金は、前年度比55万円余り増の1,134万3,499円、10款1項地方特例交付金は前年度比229万円余り減の640万5,000円が交付されました。2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は償却資産と事業用家屋に係る固定資産税の特例的減免に対する減収補填として創設され、固定資産税減収補填特別交付金2,368万5,000円が交付されました。

52ページをお開き願います。

11款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして前年度比2億5,915万円余り増の19億7,276万円の交付がございました。増の主な要因は、普通交付税において再算定により、臨時経済対策費などの新規算定費目が追加されたことによるものです。

12款交通安全対策特別交付金は203万1,000円の交付がございました。

13款分担金及び負担金は、前年度比1,183万円余り増の4,959万3,470円でございます。

増の主な要因につきましては、54ページをお開き願います。

1項分担金、1目農林水産業費分担金、2節農林施設災害復旧費分担金において、小規模治山緊急整備事業分担金1,099万2,660円を収入したことによるものです。

2項負担金、1目民生費負担金の収入未済額4,000円は、滞納繰越分の保育料負担金によるものです。

14款使用料及び手数料は、前年度比103万円余り増の6,573万5,990円でございます。

1項使用料において、56ページとなりますが、4目土木使用料の収入未済額41万2,300円は滞納繰越分の町営住宅使用料によるものです。

15款国庫支出金でございますが、前年度比8億6,916万円余り減の6億1,622万739円であり、収入未済額は2,688万8,000円でございます。

1項国庫負担金は、前年度比4,104万円余り増の2億7,989万551円となりました。

58ページになりますが、2目衛生費国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に対し、2,995万9,369円の収入があったことが増の要因となっております。

2項国庫補助金は、前年度比9億1,018万円余り減の3億3,445万8,408円となりました。減の主な要因は、昨年度は新型コロナウイルス対策として給付した特別定額給付金に関して、特別定額給付金給付事業費補助金7億8,070万円の収入がございましたが、皆減となったことによるものです。

また、新型コロナウイルス対策の各種事業に充て、各目で収入した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、前年度比1億5,793万5,000円減の1億1,489万円となりました。

なお、1目総務費国庫補助金、62ページとなりますが、5目土木費国庫補助金の収入未済額は、繰越明許費

により翌年度へ繰越しを行ったため未収入となったものです。

64ページをお開き願います。

16款県支出金でございますが、前年度比6,542万円余り増の5億2,648万8,882円でございます。

70ページになりますが、2項県補助金、5目地籍調査費補助金が、従来の地籍調査費負担金対象事業の実施に加え、令和3年度は、防災安全交付金対象事業を実施したことにより1億1,154万3,000円が皆増となったことが増の主な要因でございます。

また、上段の4目農林水産業費県補助金、2節農林施設災害復旧費補助金における収入未済額337万3,000円は、小規模治山緊急整備事業を繰越明許費の設定により、翌年度へ事業繰越ししたことから未収入となったものでございます。

3項委託金は、前年度比230万円余り増の2,450万9,148円となりました。

72ページをお開き願います。

17款財産収入は、618万9,120円の収入がございました。

18款寄附金は1,974万1,358円の寄附を頂いたところでございます。1目一般寄附金につきましては4件、2目ふるさと納税寄附金は313件となっております。

次に、19款繰入金でございますが、前年度比1,520万円余り減の3億6,109万352円となっております。1目財政調整基金繰入金が、前年度比7,281万円余り減の2億400万円を繰り入れました。

また、74ページになりますが、7目公共施設等整備基金繰入金が庁舎建設事業に充当するため、前年度比5,083万円余り増の5,299万4,100円を繰り入れました。

76ページをお開き願います。

20款繰越金は、前年度比244万円余り減の3億8,612万6,925円となりました。事業充当されない決算余剰金である前年度繰越金は、前年度比1億7,072万円余り増の2億4,120万4,725円でしたが、継続費繰越明許費事故繰越として、繰越事業の財源として充当される前年度繰越金は、前年度比1億7,316万円余り減の1億4,492万2,200円となるため、繰越金全体では前年度とほぼ同程度の規模となっております。

次に、21款諸収入でございますが、前年度比150万円余り減の9,450万4,870円となっております。

78ページになりますが、4項雑入の収入未済額341万3,235円につきましては、給食費無償化以前の滞納繰越分の学校給食費負担金の未納が主なものとなっております。

80ページをお開き願います。

22款町債は、前年度比1億1,980万円増の3億9,610万円でございます。

2目総務債、1節過疎対策事業債で有線共聴施設光化改修事業の実施設計業務に対し、1,650万円を借入れし、例年実施している過疎法に基づいた基金に対する積立金に対し3,500万円を借入れし、2節公共施設等適正管理推進事業債で、市町村役場緊急保全事業として庁舎建設事業に係る実施設計及び建設工事の一部に対して1億2,560万円を借入れし、3目土木債では、道路改良工事橋梁修繕工事によるもので1,740万円を借入れし、82ページになりますが、4目災害復旧債では、前年度から事故繰越しして事業を行った公共土木施設に係る補助災害復旧事業債2,860万円を借り入れました。

23款自動車取得税交付金は、令和元年9月末で廃止となったため、当初予算額には計上しておりませんでし

たが、制度廃止前の賦課分が令和3年度に県の収入となり83円が交付されました。

以上、予算現額63億6,813万6,616円、調定額63億4,576万4,664円、収入済額60億5,194万6,774円、収入未済額2億8,730万2,358円の歳入の内容でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

84ページをお開き願います。

まず、1款議会費は7,859万1,516円の支出でございました。

2款総務費は9億7,802万7,049円の支出でございました。

1項総務管理費は8億3,035万1,661円の支出でございましたが、主な内容といたしまして、1目一般管理費では、職員人件費宿日直業務委託料、総合事務組合負担金などをはじめとする管理費用について、3億6,882万2,610円の支出をいたしました。

88ページをお開き願います。

2目文書広報費から4目会計管理費までは、前年度と同様の支出でございました。

90ページになりますが、5目財産管理費では、庁舎等施設の水道光熱費及び管理委託料LAN、LG-WAN等の通信回線に対する保守委託料及び機器リース料並びに旧小学校改修工事などについて、1億2,635万1,929円の支出をいたしました。

94ページをお開き願います。

9目防災対策費では2,699万60円の支出をいたしました。地域防災計画修正業務委託、防災用備品購入などが主な内容でございます。

96ページをお開き願います。

11目有線共聴施設管理事業費では1,985万7,707円の支出をいたしました。有線共聴施設の維持管理委託料及び光化改修工事実施設計業務委託料が支出の主な内容でございます。

98ページをお開き願います。

12目過疎対策費では4,140万3,460円の支出をいたしました。新公共交通運行システム業務委託料及び若者定住促進奨励金が支出の主な内容でございます。

13目庁舎建設事業費では1億6,140万5,806円の支出をいたしました。

100ページからとなりますが、12節委託料で庁舎建設実施設計委託料として5,390万円を支出いたしました。また、14節工事請負費で、建設工事として8,542万円を支出したほか、のり面改修工事及び附帯工事と合わせて計1億577万9,900円を支出いたしました。なお、予算現額に対する支出残額として、工事監理業務委託で561万円、建設工事で1億679万3,000円を翌年度に繰越いたしました。

102ページをお開き願います。

2項徴税费ですが、8,177万3,808円の支出がございました。

104ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費ですが、3,252万8,825円の支出がございました。

社会保障番号制度システム整備事業について、繰越明許費により55万円を翌年度へ繰り越しました。

4項選挙費ですが、2,921万4,860円の支出がございました。主な内訳として、106ページになりますが、3

目衆議院議員選挙費で1,129万2,116円の支出がございました。

4目長南町長選挙費で849万2,237円の支出がございました。

108ページをお開き願います。

5項統計調査費では349万8,447円の支出がございました。

110ページをお開き願います。

6項監査委員費では65万9,376円の支出がございました。

3款民生費でございます。11億4,705万3,294円の支出がございました。

1項社会福祉費は8億3,352万9,508円の支出をいたしました。

1目社会福祉総務費は6億4,695万5,593円の支出となり、障害者福祉関連経費と特別会計への繰出金のほか、コロナ対策として実施された住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が主な支出になってございます。また、この臨時特別給付金については、繰越明許費により2,007万5,000円を翌年度へ繰り越しました。

114ページになりますが、2目老人福祉費では2,449万9,063円の支出をいたしました。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、介護老人福祉施設等に対する支援給付金事業を実施いたしました。

116ページの3目国民年金費から6目後期高齢者医療費までは、おおむね前年度に準じた支出内容となっております。

2項児童福祉費は3億1,352万3,786円の支出がございました。

1目児童福祉総務費では、コロナ対策として子育て世帯への臨時特別給付金事業などが実施されました。

120ページをお開き願います。

2目児童措置費、3目児童福祉施設費については、前年度に準じた支出内容となっております。

122ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。4億298万9,547円を支出いたしました。広域市町村組合の各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診などを実施したものでございます。

124ページになりますが、1項保健衛生費、2目予防費で7,372万8,630円を支出いたしました。主な内容としては、新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用がございました。

126ページの3目母子保健費から130ページの2項清掃費、1目塵芥処理費までは、おおむね前年度と同様の内容となっております。

5款農林水産業費でございます。5億3,273万2,421円の支出がございました。1項農業費、1目農業委員会費では1,686万8,880円の支出をいたしました。農地情報公開システム更新事業について、繰越明許費により204万8,000円を繰り越しました。

132ページをお願いします。

3目農業振興費で1億2,639万1,573円の支出をいたしました。有害鳥獣被害防止対策事業、地域農業整備事業補助金などが主な支出内容でございます。

136ページをお開き願います。

4目農村総合整備費、5目畜産業費は前年度と同様でございます。6目ほ場整備費で1億926万6,835円を支出いたしました。重点防災ため池について災害時の被害想定などを示した、ため池ハザードマップ作成事業

を実施いたしました。

また、県営長南東部地区土地改良事業について、繰越明許費により787万5,000円を翌年度へ繰り越しました。138ページをお開き願います。

7目農村環境改善センター費で4,110万4,249円を支出いたしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、改善センター空調設備更新工事を実施いたしました。

140ページをお開き願います。

2項林業費では67万1,417円を支出いたしました。

6款商工費でございます。8,517万2,861円を支出いたしました。

1項商工費、1目商工業振興費では6,659万4,809円の支出がございましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、地域経済再生のための地域応援券事業及び店舗経営に影響を受けている飲食店に対する飲食店事業継続支援金事業を実施いたしました。

142ページをお開き願います。

2目観光費では1,857万8,052円の支出がございました。

7款土木費でございます。6億8,317万7,967円の支出がございました。なお、3億3,083万6,000円の繰越明許費の設定を行い、翌年度へ繰越しを行いました。

1項土木管理費では4億3,478万4,672円の支出がございました。主な内容として、144ページになりますが、2目地籍調査費では3億9,522万8,019円の支出がございましたが、前年度から繰越事業の実施もあり、前年度比1億349万円余りの増額となりました。翌年度への繰越明許費2億7,991万1,000円につきましては、地籍調査業務委託料等によるものでございます。

2項道路橋梁費では2億381万8,328円の支出がございました。

146ページになりますが、2目道路維持費から4目橋梁維持費において町単独事業として舗装本復旧工事、道路維持工事及び橋梁修繕工事などを実施し、補助事業として町道利根里線道路改良工事、橋梁修繕計画策定委託などを実施いたしました。

148ページをお開き願います。

3項河川費では1,424万7,000円を支出し、4項住宅費では1,625万7,706円を支出いたしました。

5項都市計画費では、1,407万261円を支出いたしましたが、大規模盛土造成地第二次スクリーニング計画策定事業について繰越明許費を設定し、600万円を翌年度に繰り越いたしました。

150ページをお開き願います。

8款消防費では、1億6,821万1,400円を支出いたしましたが、広域市町村圏組合への負担金が主な支出内容でございます。

9款教育費でございます。3億7,749万8,126円を支出いたしました。

1項教育総務費は7,067万1,695円を前年度同様に支出しました。

154ページをお開き願います。

2項小学校費で8,318万5,933円を支出いたしました。

156ページになりますが、2目教育振興費では7,139万5,343円を支出しましたが、給食費無償化に伴う給食

費補助金交付事業を実施いたしました。

158ページをお開き願います。

3項中学校費で5,941万5,208円を支出いたしました。

160ページになりますが、2目教育振興費では、3,102万6,359円を支出しましたが、小学校費と同様に給食費無償化に伴う給食費補助金交付事業を実施しました。

4項社会教育費では5,906万9,706円を支出いたしました。

166ページをお開き願います。

5項保健体育費では、1億515万5,584円を支出いたしました。主な内容として、1目保健体育総務費で3,292万4,138円を支出しましたが、町スポーツ施設を指定管理者制度へ移行したことに伴い、指定管理委託料を支出いたしました。

168ページをお開き願います。

10款災害復旧費では、2億2,688万2,910円の支出でございました。

1項農林水産施設災害復旧費で2,585万1,010円を支出しました。1目農地農業用施設災害復旧費では、台風により被災した農地農業用施設の復旧を行いました。

170ページになりますが、2目林業施設災害復旧費では、令和元年の豪雨災害により発生した山地災害の整備工事として、県単小規模治山緊急整備事業を実施いたしました。なお、年度内支出が完了しなかった1,671万8,000円について、繰越明許費により翌年度に繰越しを行いました。

2項公共土木施設災害復旧費で1億9,991万4,300円を支出いたしました。1目道路橋梁災害復旧費で台風等の被害に対し、単独道路災害復旧工事を実施し、繰越事業として補助道路災害復旧工事及び単独道路災害復旧工事を実施いたしました。

2目河川災害復旧費で台風等の被害に対し、単独河川災害復旧工事を実施し、事故繰越事業として補助河川災害復旧工事及び単独河川災害復旧工事を実施いたしました。

3項文教施設災害復旧費では111万7,600円を支出いたしましたが、1目学校施設災害復旧費で中学校テニスコートフェンス復旧工事を実施いたしました。

172ページをお開き願います。

11款公債費につきましては、4億1,446万2,642円の支出でございました。

12款諸支出金では、6億1,426万5,825円の支出でございます。

1項普通財産取得につきましては、支出はございませんでした。

2項基金費の主な内容は、1目財政調整基金費で3億2,931万6,000円の積立てを行い、174ページになりますが、8目公共施設等整備基金費で2億5,280円の支出をし、積立てを行いました。

176ページをお願いいたします。

13款予備費では、総務費、衛生費、教育費及び災害復旧費へ計560万5,000円の充当を行いました。

以上が歳出予算現額63億6,813万6,616円、支出済み額57億906万5,558円、翌年度繰越額合計4億9,180万3,000円の内容でございます。

178ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額60億5,194万7,000円、歳出総額57億906万6,000円、歳入歳出差引額3億4,228万1,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源1億3,852万7,000円を差し引いた2億435万4,000円が実質収支の額となります。

次に、180ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。令和3年度の公有財産中の土地の異動については、主に行政財産及び普通財産共に地籍調査結果による面積構成で、建物の異動については町営長南住宅の一部を解体したことによる減でございます。その他の財産に関する異動につきましては、186ページ以降に記載がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、認定第1号 令和3年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時15分からを予定しております。

(午前 9時59分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○議長（松野唱平君） 認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

[健康保険課長 金坂美智子君登壇]

○健康保険課長（金坂美智子君） 令和3年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、国民健康保険の加入状況につきましてご説明申し上げます。

令和3年度末の加入世帯数は1,364世帯でございまして、被保険者数は2,085人でございます。前年度と比較いたしますと、世帯数では35世帯の減、被保険者数では後期高齢者医療への異動などによりまして、81人の減となったところでございます。

それでは、歳入歳出決算書によりまして、ご説明申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の192ページをお開きいただきたいと存じます。

1款国民健康保険税でございます。収入済額2億2,030万5,980円、不納欠損額1,179万7,963円、収入未済額

2,812万9,484円、調定額に対する徴収率は84.66%、前年度と比較いたしますと0.79ポイントの増でございます。

次の194ページをお開きいただきたいと存じます。

2款国庫支出金でございます。1項1目の災害臨時特例補助金でございますが、新型コロナウイルスの影響により、収入が著しく減少した被保険者に対する国の財政支援として69万3,000円、次に2目の事業費補助金でございますが、マイナンバーカードを被保険者証として利用する制度の周知、啓発に要した費用への国の財政支援で3万5,000円となっております。

3款県支出金でございます。都道府県は市町村に対し、国保特別会計において負担する療養の給付費等に要する費用やその他の国保事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金として交付することとされております。本町に交付された国民健康保険給付費等交付金でございますが、保険給付費に要した費用に交付する普通交付金としまして7億7,325万578円、次に、個別の事情に着目し交付を行う特別交付金は、2,250万5,000円交付されております。普通交付金と特別交付金を合わせまして、7億9,575万5,578円となっております。

4款財産収入につきましては、基金積立金と高額医療貸付基金の利息でございますが、1,432円となっております。

5款繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、収入済額7,655万7,455円でございます。1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、収入済額3,170万2,500円でございますが、このうちの4分の3の2,377万6,875円は県が負担しているものでございます。

次の196ページをお開きいただきたいと存じます。

2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は、収入済額1,905万9,964円でございますが、このうちの2分の1の952万9,982円は国の負担分、4分の1の476万4,991円は県が負担しているものでございます。この1節、2節を合わせました保険基盤安定繰入金5,076万2,464円のうち、3,807万1,848円を国と県が負担しているものでございます。

6款繰越金は、収入済額5,622万5,803円でございますが、前年度からの繰越金でございます。

196ページの中段から198ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

7款諸収入は収入済額351万605円でございますが、過年度分の特定健診負担金の歳入が多くあったことにより、予算額に対し大幅な増収となっております。

198ページの一番下の欄をご覧いただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額11億9,301万2,300円、収入済額11億5,308万4,853円、不納欠損額1,179万7,963円、収入未済額2,812万9,484円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

200ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は3,020万8,982円でございますが、人件費のほか事務に係る電算委託料などがございます。

202ページをご覧いただきたいと存じます。

2 款保険給付費の支出済額は 7 億 7,416 万 2,760 円でございます。前年度に比べ 3,485 万 3,127 円、4.7% の増となり、療養給付費につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことにより、今まで受診を控えていた方が受診へ転じたことで給付が伸びたと考えられます。

続きまして、3 枚めくっていただきまして、208 ページの 3 款国民健康保険事業費納付金でございます。都道府県は、保険給付費等交付金の交付に要する費用や、その他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するものとされております。この国民健康保険事業費納付金は県が決定するものでございまして、令和 3 年度の県への納付額は 2 億 4,529 万 5,901 円となっております。

次の 210 ページから 212 ページをご覧くださいと存じます。

5 款保険事業費の支出済額は 2,069 万 13 円でございます。集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成でございます。ワクチン接種の普及により、徐々に集団健診と人間ドックの受診件数は増加しておりますが、コロナ前の水準に戻ってきていないのが現状でございます。なお、特定健診の受診率は人間ドックを含みますと 50.5% であり、前年度より 5.5% の増となっております。

次に、212 ページの中ほどをご覧くださいと存じます。

6 款基金積立金の支出済額は 2,100 万 1,000 円でございます。年度末の基金保有高は 1 億 8,114 万 2,950 円でございます。

続いて、7 款諸支出金の支出済額 74 万 3,900 円につきましては、保険税の還付 20 件分で 69 万 7,500 円、その他償還金では基盤安定負担金の過大交付分として、国及び県に 4 万 6,400 円を返還しております。

215 ページの一番下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額 10 億 9,210 万 2,569 円、不用額 4,527 万 431 円でございます。

次の 216 ページをお開きいただきと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額 11 億 5,308 万 4,000 円、歳出総額 10 億 9,210 万 2,000 円、歳入歳出差引額 6,098 万 2,000 円、実質収支額は 6,098 万 2,000 円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

なお、217 ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧くださいと存じます。

続きまして、認定第 3 号 令和 3 年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきと存じます。

認定第 3 号 令和 3 年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町後期高齢者医療の加入状況についてご説明申し上げます。令和 3 年度末の加入者は 1,731 人でございます。前年度と比較いたしますと 15 人の増でございます。また、町の総人口の 22.9% となっております。

それでは、事項別明細書によりまして歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の220ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額9,522万2,800円、不納欠損額12万5,400円、収入未済額25万5,200円となりまして、調定額に対する収納率は99.60%でございます。

2 款繰入金は、収入済額3,190万2,571円ございまして、制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

4 款諸収入は、収入済額129万1,322円でございます。

次の222ページをお開きいただきたいと存じます。

4 項1 目雑入ですが、こちらは主に賦課徴収の帳票作成委託等の事務費委託金でございます。

一番下の欄をご覧ください。

歳入合計といたしまして、調停済額1億2,983万8,681円、収入済額1億2,945万8,081円、不納欠損額12万5,400円、収入未済額25万5,200円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の224ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費の支出済額は158万2,255円ございまして、電算処理委託料及びシステム使用料などがございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億2,492万5,365円ございまして、広域連合への保険料等の納付金でございます。

3 款保険事業費の支出済額は242万4,323円ございまして、人間ドックの助成52件分でございます。

一枚めくっていただき、227ページの一番下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額1億2,906万5,843円、不用額543万4,157円でございます。

次の228ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億2,945万8,000円、歳出総額1億2,906万6,000円、歳入歳出差引額39万2,000円、実質収支額は39万2,000円となりまして、翌年度へ繰越しをさせていただくものがございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第2号 令和3年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 令和3年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りましてご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、認定第4号 令和3年度長南町介護保険特別会計決算の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第4号 令和3年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員

の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、まず初めに、介護保険の令和3年度末の状況についてご説明申し上げます。

第一号被保険者数は3,362人で、前年度と比較し18人増でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては、前年度より28人増で3,392人でございます。高齢化率につきましては、前年度より1.3%増の44.9%でございます。要介護の認定者数につきましては、前年度より20人減の572人で、そのうちサービスを利用した受給者数は前年度より24人減の493人でございました。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の230ページをお開きいただきたいと思います。

1 款介護保険料でございます。収入済額は前年度より1,125万5,380円増の2億1,743万2,080円、収入未済額は前年度より312万6,160円減の869万5,720円となりまして、調定額に対する収納率は前年度より1.1ポイント増の95.6%でございます。なお、不納欠損処分につきましては、135万1,760円を処分させていただいたところでございます。

3 款国庫支出金から232ページの4 款支払基金交付金、5 款県支出金及び234ページの8 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき交付されたものでございます。

また、236ページの2 項1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、令和3年度において準備基金から585万8,000円を取り崩したもので、令和3年度末の基金残高は1億947万4,011円となっております。

9 款繰越金の収入済額2,964万7,446円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

238ページの下欄をご覧くださいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額は11億3,272万9,100円、収入済額は11億2,268万1,620円、不納欠損額は135万1,760円、収入未済額は869万5,720円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。次の240ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費の支出済額は、前年度に比べ1,029万7,830円増の3,383万2,748円でございます。人件費のほか事務に係る電算委託料、また介護認定業務に係る経費でございます。

242ページの2 款保険給付費の支出済額は9億6,146万5,250円でございます。前年度に比べ4,895万440円減でございます。

1 項介護サービス等諸費では、要介護1から5の認定者に係るサービス給付費でございます。1 目居宅介護サービス給付費では、特養の短期入所や訪問介護などの利用者数が減少したことにより、前年度に比べ763万6,962円減の2億7,858万4,236円でございます。

2 目地域密着介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護の給付費が216万4,000円増となりましたが、地域密着型通所介護の給付費で51件減となり、また576万円の減となったことにより、前年度に比べ325万9,965円減の8,583万7,188円でございます。

3 目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の利用者数が減少したことにより、前年度より2,808万140円減の4億6,121万1,631円でございます。

244ページの2項介護予防サービス等諸費では、要支援1及び2の認定者のサービス給付費でございまして、1目介護予防サービス給付費では、通所リハの利用者が増加したことに伴い、前年度に比べ106万8,974円増の1,078万3,930円でございます。

250ページの3款基金積立金の支出済額は1,013円でございます、先ほどもお話しさせていただきましたが、年度末の基金保有高は1億947万4,011円でございます。

4款地域支援事業費の支出済額は3,834万1,160円でございます、前年度に比べ52万3,787円の増でございます。

1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に機能訓練としての教室の開催などを実施いたしました。

また、252ページの2項1目包括支援センター運営事業費の支出済額は、前年度より240万9,336円増の2,175万6,470円で、職員3人分の人件費及びシステム使用料などでございます。

254ページの3目認知症総合支援事業費では、認知症初期集中支援チームを毎月開催し、40歳以上の認知症が疑われる方などの相談や医療機関の受診、また介護サービス利用の支援などを行ってまいりました。

5款諸支出金の支出済額は2,299万9,336円では、第一号被保険者の保険料還付金、また前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金、また町の一般会計繰入金を精算し返還したものでございます。

次に、256ページの下の欄をご覧ください。

歳出合計といたしまして、支出済額は10億5,663万9,512円、不用額は4,931万8,488円でございます。

次の258ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額11億2,268万2,000円、歳出総額10億5,664万円、歳入歳出差引額6,604万2,000円、実質収支額は6,604万2,000円となりまして、翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

なお、259ページの財産に関する調書につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第4号 令和3年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

認定第5号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

認定第5号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明させていただきます。

令和3年度における墓所区画数の使用状況でございますが、全体の管理総数9,280区画に対する年度末の使用区画数は8,827区画となりまして、使用率では95.1%。前年度と比較しまして63区画、0.7%の減となりました。墓所の使用区画数につきましては、販売促進に努めてまいりましたが、返還墓所数が販売区画数を上回る状況となりました。

また、主な事業では新型コロナウイルス感染症の予防対策としまして、霊園管理事務所等のトイレを非接触型による自動洗浄に改修工事を実施しました。

それでは、別冊の決算書の事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の262ページをお願いいたします。

1 款事業収入では、調定額5,790万6,710円、収入済額5,311万7,290円、不納欠損額6万4,220円で、収入未済額は472万5,200円となりました。

1 項 1 目墓所使用料の収入済額は1,382万5,000円で、墓所62区画分の永代使用料でございます。

2 目工事負担金の収入済額は173万円で、墓所42区画におけるカロートの工事負担金でございます。

3 目墓所管理料は、調定額4,137万7,490円に対しまして、収入済額は3,658万8,070円となり、6万4,220円を不納欠損として処理させていただきました。なお、この不納欠損額は墓所使用許可の取消し及び承継者不在による2区画分の墓所管理料となります。

4 目施設使用料の収入済額は97万4,220円で、斎場等の使用料でございますが、コロナ禍の影響から施設利用の回復は見られず、昨年度と同額程度となりました。

次に、2 款財産収入の収入済額は4万3,273円で、東京電力柱等の土地貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

3 款寄附金につきましては、収入はございませんでした。

4 款繰入金の収入済額は2,000万円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、264ページをお願いいたします。

5 款繰越金の収入済額は1,025万1,065円で、前年度からの繰越金でございます。

6 款諸収入の収入済額は88万2,842円で、普通預金利子及び墓所使用許可書の再交付に関わる料金等がございます。

以上、歳入合計でございますが、調定額8,908万3,890円、収入済額8,429万4,470円、収入率は94.6%となりました。

続きましては、266ページをお願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款霊園総務費では、予算現額6,071万8,000円に対しまして、支出済額は5,931万2,434円でございます。主な支出につきましては、一般職2名及び会計年度任用職員3名の人件費のほか事業運営に関わる事務費、園内清掃の委託費、墓所管理システムの使用料等でございます。

24 節積立金につきましては、330万円を財政調整基金へ積立てをさせていただきました。

2 款霊園施設費では、予算現額1,678万3,000円に対しまして、支出済額は1,404万6,370円でございます。

続きまして、268ページをお願いいたします。

主な支出といたしまして、14節工事請負費807万8,400円は新型コロナウイルス感染症の予防対策として、笠森霊園管理事務所等のトイレを非接触型の自動洗浄などの改修工事費として509万3,000円を、返還墓所に関わる墓石の撤去工事費として49万5,000円を、墓所区画のり面の補修を含む霊園施設維持工事費として249万400円が主な内容となっております。

3款公債費及び4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額7,855万1,000円に対しまして支出済額は7,335万8,804円で、不用額519万2,196円となりました。

270ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。収入総額は8,429万4,000円、歳出総額は7,335万9,000円で、歳入歳出差引額は1,093万5,000円となりまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1,093万5,000円でございます。

272ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産及び2、物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

273ページ下段にあります3、基金につきましては、決算年度中に330万円を積立てをしたことによりまして、決算年度末の現在高は3,838万1,000円となりました。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第5号 令和3年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

認定第6号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明をさせていただきます。

令和3年度における加入状況でございますが、農集3地区の合計で加入戸数1,092戸、接続戸数は前年度比4戸増の907戸となり、接続率は83.1%となったところでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳入からご説明申し上げます。

長南町歳入歳出決算書の276ページをお開きください。

まず、1款1項1目農業集落排水事業費分担金につきましては、収入済額42万円で1戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,091万1,414円で3地区の施設使用料でございます。

2節は滞納繰越分使用料45万5,968円、16名分の収入でございます。

3款繰入金の収入済額は1億7,100万円で、一般会計からの繰入金でございます。

4款繰越金の収入済額は501万4,748円で、前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入の収入済額は81円で、預金利子でございます。

278ページをお開きください。

6款町債は収入済額170万円で、公営企業会計移行に係る令和3年度業務委託分として、借入れをいたしました。

以上、歳入合計でございますが、調定額2億2,155万6,380円、収入済額2億1,950万2,211円でございます。

続きまして、280ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1款総務費では、予算現額951万1,000円に対しまして支出済額は899万9,185円でございます。主な支出につきましては、職員の人件費のほか処理場火災保険料や料金管理システム使用料等及び公営企業会計移行支援業務委託料令和3年度分の176万円となります。

2款事業費では、予算現額4,509万9,000円に対しまして、支出済額は10節需用費2,474万8,744円では、処理場内設備及び中継ポンプ修繕料のほか電気料、水道料でございます。

11節役務費の支出済額243万5,372円では、中継ポンプ90か所分の電話料等でございます。

12節委託料、支出済額1,634万3,123円では、3か所の污水处理場維持管理委託料等でございます。

14節工事請負費、支出済額88万7,900円につきましては、県道及び町道におけるマンホール周辺舗装修繕工事等、計3か所の工事費でございます。

282ページをお開きください。

3款公債費では、予算現額1億6,398万4,000円に対しまして、支出済額1億6,393万3,711円でございます。内訳といたしましては、1目の元金ですが、支出済額1億4,216万5,733円は起債借入金元金相当分の償還金。

2目利子につきましては、支出済額2,176万7,978円で、借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額2億1,959万4,000円に対しまして、支出済額2億1,738万1,255円となりました。

続きまして、284ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億1,950万2,000円、歳出総額2億1,738万1,000円、歳入歳出差引額は212万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の212万1,000円でございます。

なお、286ページからは財産に関する調書でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 令和3年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス課長、今関裕司君。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

認定第7号 令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

決算書は別冊になっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算内容の概況から説明させていただきます。

決算書の9ページをお願いいたします。

1、概況（1）総括事項になります。

令和3年度末の需要家数は長南、睦沢合わせて4,594戸であり、前年度より8戸の減となりましたが、ガス販売量は805万1,768立方で、前年度と比較し3万1,535立方の増となりました。これはコロナ感染症による制限が緩和され、商業用の需要が増えたことと、大口需要家でありますむつざわ道の駅、株式会社佐久間の需要が増加したことによる影響であります。

収益的収支につきましては、ガス事業収益6億1,328万7,272円、ガス事業費用は6億1,283万3,742円となり、当年度純利益は45万3,530円となりました。建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事といたしまして、国道409号線供給改善に伴うガス低圧管入替工事ほか6か所、1,130メートルを実施いたしました。

白ガス管の残り延長は約1,500メートルで、改善率は約96%となっており、令和4年度未完了を目標に事業を実施していきます。

また、ガス供給施設の安全対策に係る修繕費を計画的に引き当てるため、令和2年4月1日より基準単位料金を1立方当たり5円値上げをいたしましたが、検針業務の値上げや労務費、また海外から輸入による資材の高騰の影響により、ガス基本料金の見直しも検討していきたいと考えております。

今後のガス事業の運営につきましては、経営の効率化と経費の削減をさらに図りつつ、経年管対策事業の今年度終了に向け工事を計画的に実施し、保安の安全確保及び安定供給に努めてまいります。

次に、（2）経営指標に関する事項ですが、令和3年度決算における経営成績につきまして、経営の健全性を示す経常収支比率は、修繕費等の増加により前年度比0.7%減の100.07%となりましたが、健全経営の水準とされます100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比0.8%減の99.74%となり、事業に必要な費用をガス事業収益で賄っている状況とされる100%を下回っております。

減価償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比0.3%増の79.31%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す導管経年化率は、前年度比1.34%増の86.91%と増加傾向にあります。これは導管をポリエチレン管に更新したことによるもので、導管の法定耐用年数は13年ですが、ポリエチレン管は経年劣化しないため、更新の必要はありません。要対策管残存率は前年度比2.89%減の3.95%となり、残りの要対策管1,544メーターを令和4年度に更新を行う予定であります。

次に、17ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。

主なものでございますが、収入では、1款ガス事業収益は6億753万9,147円でございます。うち、1項製品売上、1目ガス売上は5億8,776万4,836円で前年度比577万円の増でございます。

2項営業雑収益は、長南、睦沢合わせた104件分の内管工事及び警報器器具の収入でございます。

3項営業外収益は、利息及び会計制度改正による長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、令和2年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございます。2款ガス事業費用6億1,283万3,742円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億1,947万7,947円で、合同資源及び関東天然ガスから購入しております821万5,832立方の原ガスの購入費でございます。

2項供給販売費では、2億3,287万2,743円でございます。うち、8目修繕費1,036万5,458円は、バルブボックス周りの舗装修繕や切り回し工事、検定が満期になったガスメーター修理等でございます。

9目特別修繕引当金繰入額2,400万円は、ガスホルダー開放検査の積立金でございます。

18目委託作業費3,138万4,710円は、4,594件分のメーター検針、ガス本支管漏えい検査、消費機器調査等の委託料でございます。

3項一般管理費は、主に人件費と財務会計などのパソコンリース料でございます。営業費用は、104件の内管工事費用でございます。

18ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計固定資産明細書でございます。年度未償却未済額は14億8,709万5,997円でございます。

次の19ページは企業債明細書でございます。令和3年度末、未償還残額は25件分、5億4,142万3,083円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料といたしまして長南、睦沢に分けたそれぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、恐れ入りますが前に戻っていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計決算報告書でございます。税込みとなっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては先ほど17ページで説明いたしましたので省かせていただきます。

次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入の1款資本的収入ですが、決算額5,076万3,050円、1項企業債5,000万円は白ガス管入替えの財源でございます。

工事負担金76万3,050円は、豊栄駐在所の移転に伴う新規取り出し工事の負担金でございます。

次に、支出でございます。

第1回定例議会にて補正をさせていただき、1款資本的支出の決算額2億1,063万9,250円で、1項建設改良費1億7,122万7,139円、前年度比1,470万5,980円の増でございます。これは白ガス管入替工事及び舗装本復旧工事の負担金などでございます。

続いて、2項企業債償還金は3,941万2,111円となります。

資本的収入額が資本的支出に不足する額1億5,987万6,200円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額で補填させていただくものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計損益計算書でございます。令和4年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績を表したものでございます。税抜きとなっております。営業収益から営業費用を差し引き、特別利益を加えた当年度の純利益は45万3,530円となりました。前年度繰越利益剰余金を合わせました当年度未処分利益剰余金は586万65円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計剰余金計算書でございます。この計算書は資本金剰余金を表したもので、中ほどの当年度変動額といたしまして、損益計算書で生じた未処分利益剰余金を示しております。当年度末残高の利益剰余金合計では6,765万6,879円で、資本金を合わせました資本合計では8億6,457万8,626円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。右側欄の当年度未処分利益剰余金586万65円でございますが、議会の議決による処分数額はゼロ円とさせていただき、そのまま586万65円を令和4年度に繰越しをするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

令和3年度長南町ガス事業会計貸借対照表でございます。ガス事業の財政状況を明らかにするため、令和4年3月31日時点で保有する全ての資産、負債、資本を総括的に表したものであります。税込みとなっております。白ガス管入替工事などの投資に伴い、左側の資産合計及び右側の負債資本合計共に前年度比824万5,429円減の17億978万1,787円でございます。複式記帳の法則によりまして、貸借対照表として成立しているところでございます。

以上、雑駁な説明でございましたが、令和3年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(松野唱平君) これで認定第7号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午前11時35分からを予定しております。

(午前11時19分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時35分)

○議長（松野唱平君） 議案第1号の内容の説明を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

[総務課長 仁茂田宏子君登壇]

○総務課長（仁茂田宏子） それでは、議案第1号につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書9ページ、また参考資料1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、人事院規則の一部改正が令和4年6月17日に交付されたことに伴い、国家公務員の措置に準じて、地方公共団体の職員の育児休業の取得要件を緩和するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第2条では非常勤職員が任期の末日を育児休業の期間の末日としている場合に任期の更新をするときは、再度の育児休業の直前の育児休業分を回数として数えないとする取得要件を緩和する規定でございます。

第2条の3では、非常勤職員の育児休業において、子の1歳到達日以降から1歳6か月までの期間、夫婦交代での育児休業の取得を可能とし、また1歳以降の育児休業を分割しての取得を可能とする規定でございます。さらに特別の事情として定める規定では、子の1歳到達日に育児休業をしていない場合の取得や、1歳到達日の翌日以外からの取得、また子が1歳以上から1歳6か月未満の期間で複数回の取得を可能とするものでございます。

議案書10ページになりますが、第2条の4では、非常勤職員の育児休業における子の1歳6か月から2歳に達する日までの期間につきましても、第2条の3と同様に、育児休業の取得の柔軟化を図る規定でございます。

議案書11ページになりますが、第3条の2では、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間を人事院規則に基づき57日間とし、育児休業を分割して取得することに加え、57日間内に2回まで育児休業の取得を可能とするものでございます。

また、育児休業の請求期限を1か月前から2週間前までと期間の短縮を図るものでございます。

なお、その他の改正につきましては、人事院規則の改正に合わせて規定の整備をするものでございます。

施行期日は、令和4年10月1日でございます。

また、経過措置といたしまして、施行日前に育児休業等計画書を提出している場合の適用については、従前

のとおりとするものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号及び議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第2号 工事請負契約の締結についての内容の説明を申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

議案内容のとおり、地方自治法及び町条例の規定によりまして議会の議決を求めるものであり、工事請負契約では予定価格が5,000万円以上のものが該当いたしますが、本件の予定価格は2億2,682万円でございます。

契約の内容等でございますが、参考資料の11ページをお開き願います。

1、提案の趣旨といたしましては、平成8年に有線共聴施設の方法により、アナログテレビ放送の受信障害対策施設として設置され、地上デジタル放送への移行を機に、平成25年4月から町が管理を行っている長南西地区テレビ共同受信聴取施設は、老朽化が進んでおり、改修工事を実施する必要があるため、工事請負契約を締結するに当たり、先ほど申し上げた地方自治法及び町条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

2、内容についてといたしましては、1、工事名は有線共聴施設光化改修工事でございます。

2、工事場所は長南町長南地先ほかでございます。

3、工期は本契約日の翌日から令和6年3月25日までを予定してございます。

4、工事内容は既設有線共聴施設において、ケーブル、タップ、アンプ等主要設備の老朽化に伴い、施設を同軸ケーブルから光ケーブル化による全面改修を行います。また、現在、野見金地域にある既設受信点を災害対応等の観点から役場区域内に新受信点を設け、移動いたします。

12ページをお開き願います。

5、施設概要は記載のとおりでございます。数量については、実施設計に基づく数量を記載いたしましたが、主要な工事内容である光ケーブル化の延長については、（5）及び（6）のとおり、幹線については3万7,561メートル、各世帯等への引込みについては3万8,703メートルとなります。その他の概要については、後ほどご覧いただきたいと存じます。

また、13ページに有線共聴施設光化改修工事の対象範囲となる長南西地区テレビ共同受信聴取施設の範囲図を掲載させていただきましたので、併せて後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、議案書12ページにお戻りください。

1の工事名といたしましては、参考資料でも申し上げたとおり有線共聴施設光化改修工事でございます。

2の契約の方法ですが、制限付一般競争入札により落札者と契約するものでございます。入札参加者の主な資格要件は、本店・支店等が県内にあるもの、指定する技術者を有するもの、同種工事の施工実績があるものとなっており、ちば電子調達システムにより7月28日に入札実施の公告を行いました。入札参加者の資格確認を事前に行った上で、8月23日から8月25日までを電子入札による入札期間として設け、8月26日に開札を行いました。入札参加者は4者でしたが、4者全てが最低制限価格での入札だったため、電子くじにより落札者を決定いたしました。

3の契約金額は2億867万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、住所は千葉県千葉市中央区新宿二丁目1番24号、名称は株式会社関電工千葉支店、代表者氏名は常務執行役員支店長、田母神博文でございます。

契約の相手方とは、8月30日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきます。

以上で、議案第2号 工事請負契約の締結についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 財産の取得について内容の説明を申し上げます。

議案書13ページをお開きください。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

議案内容のとおり、地方自治法及び町条例の規定によりまして、議会の議決を求めものであり、財産の取得では、予定価格が700万円以上のものが該当いたしますが、本件の予定価格は1億358万400円でございます。

取得する財産の契約内容でございますが、まず1の取得する財産といたしましては、長南町役場用備品でございます。現在、建設中の役場庁舎で使用する机81台、椅子360脚、書庫258台、ホワイトボード1台、椅子運搬台車2台を購入するものでございます。

お手数ではございますが、参考資料の15ページをお開き願います。

こちらに備品の配置場所、見本写真、仕様等を図表にまとめさせていただきました。

まず、事務室関係でございますが、15ページから16ページでございますけれども、こちらは机であり、計65台となります。17ページから18ページは椅子であり、計294脚となります。19ページから20ページは書庫及びその他の備品となり、書庫は計258台となります。

次に、議場関係でございますが、21ページから22ページは机であり、計16台となります。23ページは椅子であり、計66脚となります。そして、これらの数量の総計を24ページに記載してございます。

議案書13ページにお戻り願います。

2の契約の方法ですが、制限付一般競争入札により落札者と契約をするものでございます。入札参加者の主な資格要件は、本店・支店等が県内にあるもの、同種契約の履行実績を有するものとなっており、ちば電子調達システムにより7月28日に入札実施の公告を行いました。入札参加者の資格確認を事前に行った上で、8月23日から8月25日までを電子入札による入札期間として設け、8月26日に開札を行いました。

有効な入札書を提出したものは2者であり、予定価格以下で最低金額をもって入札したものを落札者として決定いたしました。

3の取得価格は、7,150万円でございます。

4の契約の相手方でございますが、住所は千葉県千葉市中央区都町二丁目19番3号、名称は株式会社千葉測器、代表者氏名は代表取締役、中村卓見でございます。

契約の相手方とは8月30日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきます。

納入期限につきましては、本契約日の翌日から令和5年2月10日までを予定しております。

以上で、議案第3号 財産の取得についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第2号及び議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

総務課長、仁茂田宏子君。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子） それでは、議案第4号につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正に関する協議について。

四市複合事務組合の千葉縣市町村総合事務組合への加入に伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書15ページ、また参考資料25ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、協議の趣旨でございますが、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体以外の地方公共団体であります四市複合事務組合から、公平委員会に関する事務について、令和5年4月1日から共同処理をするために規約の一部改正に関する協議を行うことによるものでございます。

次に、改正の内容でございますが、別表第一中及び第二中におきまして、安房郡市広域市町村圏事務組合を安房郡市広域市町村圏組合四市複合事務組合に改めるものでございます。

なお、四市複合事務組合としては、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市が令和5年4月1日から共同処理事務の団体となるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第4号の内容の説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第4号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時からを予定しております。

(午前 11時54分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（松野唱平君） 議案第5号の内容の説明を求めます。

財政課長、江澤卓哉君。

[財政課長 江澤卓哉君登壇]

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第5号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

お手元の別冊の補正予算書1ページをお開きください。

議案第5号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第2号）。

令和4年度長南町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,716万7,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為でございます。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが、「第1表 歳入歳出予算補正」となります。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」でございます。情報漏えい防止、セキュリティ確保などのため、国から自治体が運用するインターネット及びLGWANのネットワーク強靱化対策を求められ、本町においても実施していますが、関連機器の更新時期を迎えているところです。

建設中の役場庁舎での使用を考慮する中で、執行方法の見直しを行い、ネットワーク強靱化機器リース料として限度額5,646万円及びネットワーク強靱化データセンター利用料として限度額825万円をそれぞれ令和5年度から令和9年度の期間において支出を行う複数年契約を今年度締結するため、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費では、5目財産管理費、12節委託料で国が進める自治体情報システムの標準

化・共通化に対応するための費用として、自治体情報システム標準化等委託料178万7,000円を追加するものがございます。特定財源につきましては国庫補助金、デジタル基盤改革支援補助金178万7,000円を充てさせていただくものがございます。

13節使用料及び賃借料で、債務負担行為でご説明させていただいたネットワーク強靱化対策に係る執行方法の見直しに伴い、強靱化ネットワーク機器リース料及び強靱化ネットワークデータセンター利用料については、今年度の支出を要さないため、それぞれ減額するものがございます。

14節工事請負費及び18節負担金補助及び交付金で、8月に売払いを行った又富団地宅地までの給排水管及びガス管などを整備するため、又富団地給排水設備等新設工事370万円及び又富団地ガス管新設工事負担金65万円の追加をお願いするものがございます。特定財源につきましては、財産売払収入、町有財産売払収入407万1,000円を充てさせていただくものがございます。

13目庁舎建設事業費では、11節役務費で新庁舎建設に当たり、建築基準法による中間・完了検査に要する手数料40万5,000円を追加し、12節委託料で新庁舎完成後の養生、移転作業に要する移転業務委託料326万7,000円の追加をお願いするものがございます。

また、新庁舎と接続するため、庁舎分館2階廊下部分の取壊しに伴う費用として、アスベスト調査業務委託料42万9,000円を、14節工事請負費で庁舎建設附帯工事として、アスベスト除去工事に要する費用220万円を追加するものがございます。特定財源につきましては、公共施設等整備基金繰入金630万1,000円を充てさせていただくものがございます。

14目諸費では、22節償還金利子及び割引料で、個人住民税還付の際不足する税等還付金70万円の追加をお願いするものがございます。

2項徴税费、2目賦課徴収費では、10節需用費で、税制改正に伴い令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを付すため、テスト用納付書を作成する費用として、印刷製本費44万3,000円の追加をお願いするものがございます。

11ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費、22節償還金利子及び割引料で令和3年度国庫補助事業の精算に伴い、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費等補助金返還金70万円の追加をお願いするものがございます。

4款衛生費、1項保健衛生費では、2目予防費、12節委託料で4回目の新型コロナウイルスワクチン接種の医療機関での実施に当たり、既定予算では不足するため、新型コロナウイルスワクチン接種委託料511万7,000円の追加をお願いするものがございます。特定財源につきましては、国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金511万7,000円を充てさせていただくものがございます。

5目環境衛生費では、18節負担金補助及び交付金で既定予算の執行状況から、今後補助金申請があった場合、予算が不足することが見込まれるため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金202万2,000円の追加をお願いするものがございます。特定財源につきましては、国庫補助金合併浄化槽設置整備事業補助金52万1,000円及び県補助金合併浄化槽設置促進事業補助金70万1,000円を充てさせていただくものがございます。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費では、農地情報公開システムで用いるタブレットに係る

費用として、12節委託料でタブレット保守委託料3万円を、13節使用料及び賃借料でモバイルデバイス管理システム利用料2万9,000円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

6目ほ場整備費、14節工事請負費では、長南地先の水路のり面の崩落を補修するため、農業用水路維持工事80万円の追加をお願いするものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費では、2目道路維持費、12節委託料で道路小木の伐採事業料が当初予定よりも増加したことから、維持管理委託料100万円の追加をお願いするものでございます。

14節工事請負費で舗装修繕箇所の延長が当初予定よりも増加したことから、舗装修繕工事576万4,000円を、路面陥没路肩決壊土砂崩落に対応するに当たり、既定予算では不足するため、道路維持工事500万円の追加をそれぞれお願いするものでございます。

10款災害復旧費では、12ページをお願いいたします。

1項農林水産施設災害復旧費、2目林業施設災害復旧費、22節償還金利子及び割引料で、茗荷沢地先で実施した小規模治山緊急整備事業に係る分担金について、事業完了に伴う精算により返還金が生じたため、1万1,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

一般財源所要額として、11款地方交付税、1項地方交付税で普通交付税402万2,000円の追加をお願いするものでございます。

15款国庫支出金及び16款県支出金については、歳出においてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

17款財産収入、2項財産売払収入については、8月に売払いとなった又富団地の宅地1区画390万円及び法定公共物、こちらは赤字となりますが、17万2,000円の計407万2,000円について、既定予算の1,000円を差し引いた407万1,000円を町有財産売払収入として追加するものでございます。

19款繰入金、1項繰入金では、6目公共施設等整備基金繰入金については、歳出の庁舎建設事業でご説明させていただいたとおりです。

10目介護保険特別会計繰入金で、前年度繰出金の精算による返還金731万2,000円を追加するものでございます。

21款諸収入、4項雑入では、こちらは9ページとなりますが、昨年度予算計上済みの農地情報公開システムに係るタブレット購入費に対する県補助金が今年度交付決定したため、過年度分農地集積・集約化対策事業県補助金18万5,000円を追加するものでございます。

なお、13ページに債務負担行為に係る調書を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第5号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、金坂美智子君。

〔健康保険課長 金坂美智子君登壇〕

○健康保険課長（金坂美智子君） それでは、議案第6号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,300万円とさせていただきます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の100万円でございます。令和元年から社会保険へ加入していた方など12名分の保険税の還付金でございます。財源は一般財源の繰越金でございます。

歳入でございますが、6ページをご覧ください。

ただいま歳出でご説明しました6款1項1目繰越金の100万円でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第6号 令和4年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第6号の内容の説明は終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

福祉課長、長谷英樹君。

〔福祉課長 長谷英樹君登壇〕

○福祉課長（長谷英樹君） それでは、議案第7号 令和4年度長南町介護保険補正予算の内容についてご説明申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 令和4年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度長南町の介護保険特別会計補正（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,004万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,204万3,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが7ページをお開き

いただきたいと存じます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の12節委託料 8 万 8,000 円につきましては、令和 4 年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料でございます。財源につきましては、2 分の 1 の 4 万 4,000 円を国庫支出金で、残りの 4 万 4,000 円は繰越金でございます。

システム改修の内容につきましては、令和 4 年度の介護報酬改定に伴い、この10月以降について、現行の処遇改善加算のサービス事業者に対し、介護職員 1 人当たり月額 9,000 円相当の賃金の引上げを行うこととなったため、これに対応するためのシステム改修となります。

5 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,264 万 2,000 円につきましては、令和 3 年度の実績に伴い、支払基金から超過交付された介護給付費及び地域支援事業費の返還金でございます。

2 項 1 目一般会計繰入金 731 万 3,000 円につきましては、令和 3 年度の実績に伴う一般会計からの繰入金に対する返還金でございます。一般財源につきましては繰越金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

6 ページをご覧くださいと存じます。

3 款国庫支出金につきましては、先ほどご説明したシステム改修委託料の 2 分の 1 に相当する事業費補助分 4 万 4,000 円でございます。

9 款繰越金につきましては、前年度繰越金 1,999 万 9,000 円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議案第 7 号 令和 4 年度長南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） それでは、ここで申し上げますけれども、先ほど一般会計補正予算（第 2 号）におきまして、議案説明の訂正をしたい旨の申出がありました。これを許します。

財政課長、江澤卓哉君。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） 先ほどご説明させていただきました議案第 5 号 令和 4 年度長南町一般会計補正予算（第 2 号）の説明におきまして、別冊の補正予算書第 1 ページをご覧くださいと存じます。

第 1 条の中で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 1 万 7,000 円を追加しということでご説明させていただきましたが、こちらのほうは 3,001 万 7,000 円を追加しの内容でございましたので、こちらのほう説明が誤っておりました。おわびいたしまして、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） 先ほどの議案第 7 号の内容の説明は終わりました。

続きまして、議案第 8 号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、石川和良君。

〔産業振興課長 石川和良君登壇〕

○産業振興課長（石川和良君） それでは、議案第 8 号 令和 4 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の令和 4 年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

たものでございます。

3の損害賠償額につきましては、損害額2万1,230円の過失割合30%として、6,396円が損害賠償額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第9号の内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号については、先ほどの町長の提案理由の説明及び議案書のとおりです。

以上で、一括議題とした認定第1号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第6、認定第1号から日程第22、議案第10号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の7日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

(午後 1時29分)